

平塚市リサイクルプラザ施設運転管理委託における包括的民間委託事業 実施方針（概要）

平成 20 年 4 月 22 日
平 塚 市

実施方針は、本事業の概要をあらかじめ応募者に伝えることを目的に公表されます。以下に、実施方針の各項目について、概要を整理しました。

1. 事業内容

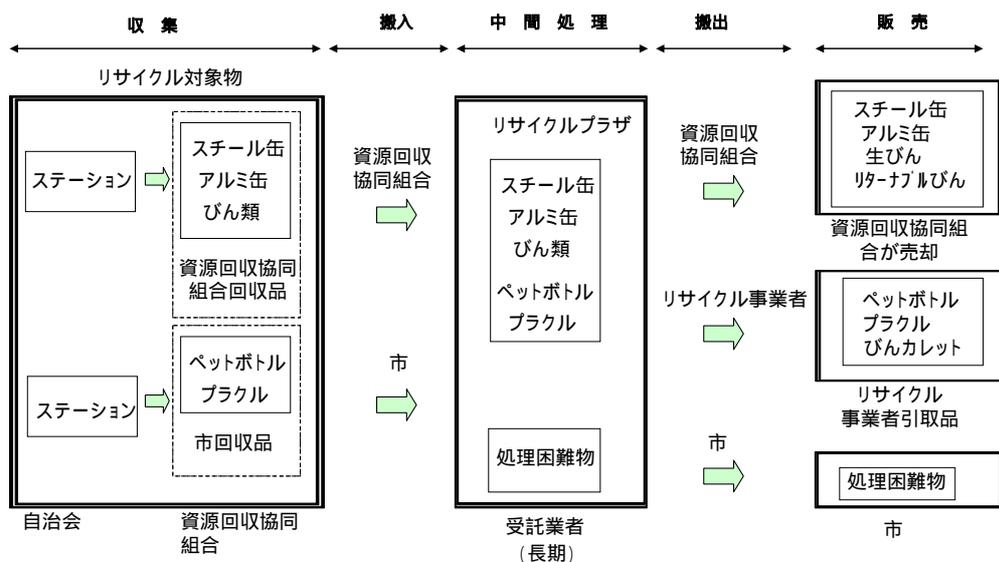
(1) 事業概要

実施方針では、事業概要として以下の内容を定めています。

本事業は、事業者として選定された企業若しくは応募グループ（以下「受託者」という。）に、市及び平塚市資源回収協同組合が収集しているスチール缶、アルミ缶、びん類及び市が収集するペットボトル、プラクル等（以下、「リサイクル対象物」という。）の容器包装リサイクル法等に従った処理を行うため、平塚市の再資源化施設（以下「本件施設」という。）の運転、ユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修工事（以下「運營業務」という。）を委託するものです。

市は、受託者が運營業務を行う期間（以下「運営期間」という。）にわたって施設を所有し、受託者は特別目的会社を設立し、本件施設を運営するものとします。

図表 1 本件事業の構造



図表2 受託者の業務範囲（太枠内が受託者の業務範囲）

年 度	再資源化施設	啓発施設
事業準備期間 (2ヶ月)	<p>運転要員の採用、訓練、実施計画書、マニュアル作成 その他事業準備に必要な業務</p>	-
事業期間 (15年間)	<p>リサイクル対象物の受入れ リサイクル対象物の資源化 本件施設の運転維持管理 処理不適物の保管 リサイクル品などの品質の分析及び引渡し 許認可取得への協力 市が官庁等へ提出する各種提出書等の作成協力 計量機の法定検査 データの保管及び報告書の作成等 見学者及び行政視察への対応協力 地元対応への協力 再資源化施設の駐車場、付帯設備の維持管理（管理棟 駐車場を除く） 啓発施設を含む構内全体の清掃、警備 受付、計量（誘導員を含む） その他必要な業務一式</p>	<p>・資源品の再生・加工 ・再生品販売 ・啓発ソフトの維持管理等</p>

(2) 事業期間等

本事業は2ヵ月の事業準備期間と15年間の運営期間から構成されます。

ア 事業準備期間：平成21年2月1日から平成21年3月31日

イ 乖離請求期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日

ウ 運営期間：平成21年4月1日から平成36年3月31日

エ 事業期間：契約締結から平成36年3月31日

(3) 事業期間終了時の取扱い

事業期間終了後も本件施設の運営維持管理業務を継続する可能性を考慮して、市ないしは市が指定する第三者への引継ぎを可能とするため、受託者は以下の業務を行うことを定めています。

本件施設の運営維持管理業務に必要な書類等の整備、提出（図面、事業実施計画書、運営維持管理業務にかかる履歴、トラブル履歴、取扱説明書、調達方法、財務諸表）

市ないしは市が指定する第三者への引継ぎ業務

事業期間終了後の事業実施計画の立案

本件施設の検査結果 等

2. 事業者選定の方法

本事業では、公募プロポーザル方式（総合評価型）により事業者選定を行います。

(1) 審査委員

実施方針では、審査委員会の委員を公表しています。

西本 右子	神奈川大学理学部准教授
原田 一郎	東海大学教養学部教授
古角 雅行	東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課
佐藤 長英	西村あさひ法律事務所 弁護士
高田 謙治	平塚市総務部長
神谷 眞一	平塚市企画部長

(2) 事業者選定スケジュール

実施方針では、本事業の事業者選定スケジュールを以下の通り示しています。

平成 20 年 4 月	: 実施方針の公表
平成 20 年 7 月	: 公募の準備、公告
平成 20 年 7 月～11 月	: 事業者の選定、優先交渉権者の決定
平成 20 年 11 月～平成 21 年 1 月	: 契約詳細の詰め協議
平成 21 年 1 月	: 契約締結、事業準備の開始
平成 21 年 3 月末	: 施設の明け渡し
平成 21 年 4 月	: 運営事業の開始
平成 36 年 3 月	: 運営事業の終了

(3) 応募者の要件

応募者は単体企業でも、複数企業から構成されるグループでも構いません。応募者に対しては、平塚市競争入札参加資格者名簿に登載されていること、指名停止を受けていないこと等の条件が設定されています。

また、応募者の一定以上の質を確保するため、以下の通り、類似事業の実績を有していることを条件としています。

応募者は以下に示すすべての要件を満たすものとします。ただし、企業グループで参加する場合は、各要件を満たす企業が企業グループ内の構成員に含まれればよいものとします。

(ア) 公共のごみ処理施設の運営維持管理実績を有すること

(イ) 缶、びん、廃プラスチック、ペットボトルのいずれかの手選別事業の実績を有

すること

(ウ) 圧縮機（缶、廃プラスチック、ペットボトルのいずれか）の運転実績を有すること

(エ) 破碎機もしくは破袋機の運転実績を有すること

（４）選定基準

事業者の選定は、資格審査、形式審査、非価格要素審査及び価格審査から構成され、非価格要素点と価格審査点の総合評価により優先交渉権者を決定します。

なお、実施方針では、事業者の選定基準の概要として、以下の項目を示しています。

[価格要素]

- ・ 本件施設の運営維持管理費（人件費、運転経費、維持管理補修費、諸経費等）

[非価格要素]

- ・ 運営維持管理業務にかかる計画、体制
 - ◇ 運転計画、運転体制
 - ◇ 品質基準達成のための方策
 - ◇ 維持管理計画、維持管理体制
- ・ リスクへの対応能力
 - ◇ （トラブル発生時などの）緊急時への対応能力
 - ◇ セルフモニタリングの方法及び内容
- ・ 事業体制
 - ◇ 特別目的会社の事業計画の妥当性、経営体制
- ・ 地域や環境への配慮
 - ◇ 地域社会への配慮
 - ◇ リサイクルの促進、地球温暖化防止等、環境負荷の低減の方法
- ・ 市とのコミュニケーションと情報提供
 - ◇ 市との円滑なコミュニケーションにより、必要な情報提供を行う方法

以上